

金額抜き

令和 7 年度

受付 番号	種目番号 350	連絡先	委託担当 選管事務局選挙課	担当者名 電話	671-3335	たんとうしゃめい まつうら たかまさ 松浦 孝昌
----------	-------------	-----	------------------	------------	----------	--------------------------------

設 計 書

1 委託名 公営ポスター掲示板の作製及び回収・リサイクル業務委託

2 履行場所 市内一円

3 履行期間
■期間 契約決定した日 から 令和7年8月29日 まで
又は期限 期限 まで ※詳細は別途仕様書のとおり

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 本業務は参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙に係る公営ポスター掲示板を作製して指定する場所へ搬入し、選挙終了後に回収及びリサイクルを行う。

8 部分払

■ す る (2 回以内)

□ し な い

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内訳業務価格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

公営ポスター掲示板の作製及び回収・リサイクル業務委託仕様書

(参議院議員通常選挙)

本業務は、令和7年執行参議院議員通常選挙における公営ポスター掲示板を作製して、指定する場所へ搬入し、選挙終了後に回収及びリサイクルを行う業務である。

1 ポスター掲示板の作製

- (1) ポスター掲示板の材質は、グリーン購入法の基準に合致していること。また、金属を除く主要材料が、再生紙(STボード)であること。板紙へリサイクル可能であること。なお、入札時までに、製造会社の発行する供給証明書を必ず提示すること。
 - (2) 糊付けによるポスターが掲出期間中の雨天や強風においても、はがれ落ちない表面加工処理を施し、画鋲止めもできるようにすること。
 - (3) 雨水等の浸透や、日照により掲示板がひび割れや変形しないこと。また、色落ち等しないよう必ずUV印刷すること。なお、印刷について、インク製造会社の出荷証明書の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
 - (4) 総重量は、31区画(注意書欄、啓発欄含まず)で、約34kg以内とする。
 - (5) 厚みは、3.5mmとする。
 - (6) 大きさ等は、別紙1のとおりとし、別途横浜市選挙管理委員会が契約する設置業者が持ち運べるよう2分割して作製するものとし、分割位置については別紙1のとおりとする。
ただし、区画数は候補者の人数により変更する場合もあるので注意すること。
なお、候補者については公示日に決定する。(変更がある場合は委託契約約款第15条に基づき変更し、変更内容については決定し次第指示する。)
 - (7) 裏面角材補強は、別紙1のとおりとし、角材の太さは4.0cm×3.0cmとする。
また、落下の原因となるため角材と板に浮きが無いよう、十分に釘打ち等を行い、確実に固定すること。
万が一納品された板に浮き等があった場合、すみやかに修正もしくは交換すること。
 - (8) 注意書及び啓発欄の仕様は、別紙2及び別紙3のとおりとする。
 - ア 注意書の表示内容
別紙2の「横浜市〇〇区選挙管理委員会」の〇〇部分を別紙3に従って表示する。
 - イ 啓発欄
別紙2のとおりとする。
 - ウ 罫線寸法、文字色、地色、原稿等(別紙2を参照)
枠線及びポスター掲示区画番号の色は、黒色。枠線の太さは、1.5cmとする。
ただし、注意書と啓発欄間の枠線の太さは、0.4cmとする。
区画番号の寸法は、大番号の縦が約10cm・横が約12cm。小番号の寸法は、縦が約2.4cm・横が約2.2cmとする。
板の地色は白色。ただし、注意書の地色については、別途指定する。
なお、別紙で示した色はイメージであるため注意すること。
- ※1 啓発欄は、予備区画のため、ポスターを貼っても文字等が透けて見えないように印刷すること。
- ※2 啓発欄に表示する文字・罫線等は、区画内の範囲で最大限の大きさで表示すること。
印刷前に色見本(カラー)を提示し、市選管の許可を得ること。

※ 3 注意書及び啓発欄については、校正用として原寸大の原稿（カラー）を提出のこと。校正回数は、最低2回行う。

(9) 作成枚数は、全体で4,783枚（概算）とする。

区別の内訳については、別紙4を参照のこと。

なお、この枚数は、概数のため確定し次第すみやかに指示する。

(10) トランクへの積込みの際は、同一番号の区画板の重複接合等のチェックを行うこと。

2 ポスター掲示板の搬入（予定）

(1) 搬入日については、令和7年6月24日（火）から令和7年6月26日（木）までを予定。

※投票日が令和7年7月20日（日）としての日程。

投票日がずれた場合、変更の可能性あり。

(2) 搬入場所は、区選管の指定する市内18か所とする。（各区1か所）

区域を越えない範囲で変更することがあるが、正式な場所は、契約決定後すみやかに指示する。

なお、搬入場所の予定場所については別紙5のとおりとする。

(3) 搬入時には、市選管に担当者が立会い、配送の遅れや、不足等があった場合すみやかに対応すること。

ポスター掲示板は、公示日前までに全件数が所定の位置に設置されていることを要するため、設置業者が指定時刻に引き取ることになっている。

指定日時に搬入できない場合は、公示日前にポスター掲示板が所定の位置に設置する作業に大きな影響を与え、その結果、選挙無効訴訟提起の一因となるおそれがある。

このため、搬入日及び時間は絶対に厳守すること。

(4) 搬入時には、50枚ごとに仕切りとなるようなものを入れること。ただし、仕切りはポスター掲示板と混同するようなものとならないよう配慮すること。

また、ポスター掲示板を直接地面に置くことの無いよう一番下に台板を入れること。

(5) 搬入に際し、ポスター掲示板の破損を防ぐために梱包することは可とするが、搬入時に梱包を解いたうえで区選管に引き渡すものとし、梱包材に関しては責任を持って回収、処分すること。

3 ポスター掲示板の回収（予定）

(1) 選挙終了後、区選管の指定する日時に市内18か所（区選管の指定する場所）で、ポスター掲示板を回収する。（別紙5参照）

(2) 回収日については、令和7年7月22日（火）から令和7年7月25日（金）までを予定。

※投票日が令和7年7月20日（日）としての日程。

投票日がずれた場合、変更の可能性あり。

4 ポスター掲示板のリサイクル

- (1) 回収したポスター掲示板は、リサイクル処理をすること。また、リサイクルされたことが確認できる証明書を提出すること。
- (2) 回収したポスター掲示板に貼付されているポスターや画鋲等についても、適切に処理すること。

5 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、市選管の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 搬出終了までの間、不測の事態（不良による破損等）に備え、直ちに対応（交換等）できる体制を確保しておくこと。
- (3) 搬入及び回収に際しては、10枚ごとにクレーン付きのトラックを使用し、オペレーター1人と1人以上の補助員を配すること。
- (4) 契約決定後に、すみやかに回収のスケジュール等（積載日、車両タイプ、台数）を文書またはデータで提出すること。
なお、搬入及び回収用トラックについては安全な運搬を最優先することとするが、必要最小限の台数とすること。
- (5) 搬入及び回収に際し、配車表（車種・登録ナンバー・運転者氏名及び補助者氏名・すぐに連絡のつく運転者及び補助者の連絡先（携帯電話番号等）を記載）を搬入及び回収日2日前までに提出すること。
- (6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。特に、市選管の承諾を得ることなく、第三者に委託することは禁止である。

6 特記事項

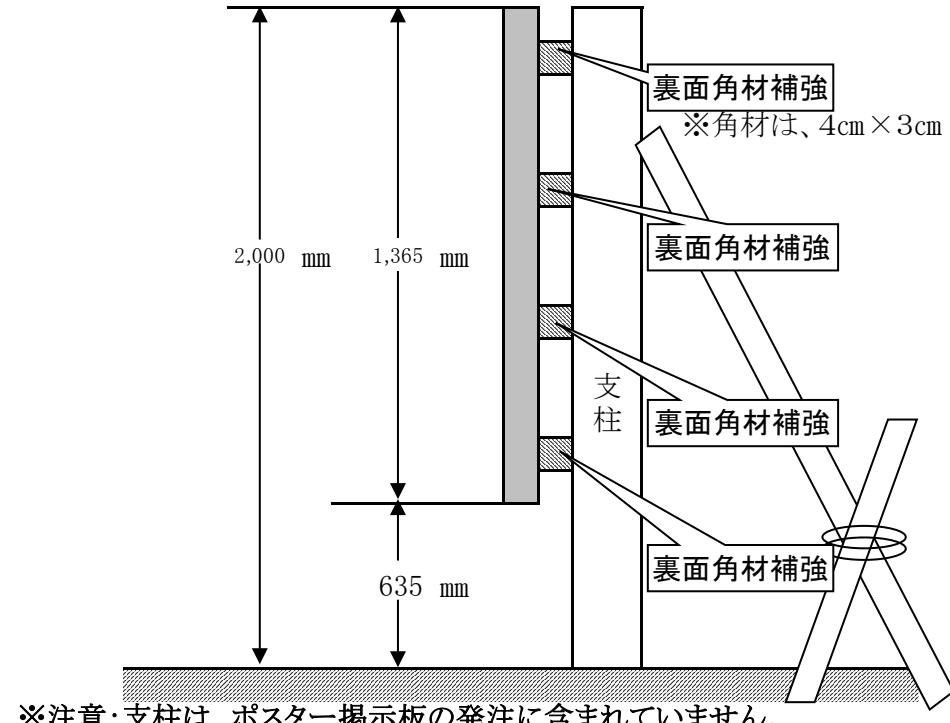
搬入後、ポスター掲示板の不良による破損があった場合は、すみやかに交換する必要があるため、選挙終了までの間、交換等の必要が生じた場合、迅速に対応できる体制を確保しておくことを要する。

参議院選挙ポスター掲示板(予定)

◎3段31区画(注意書欄及び啓発欄は含まず)

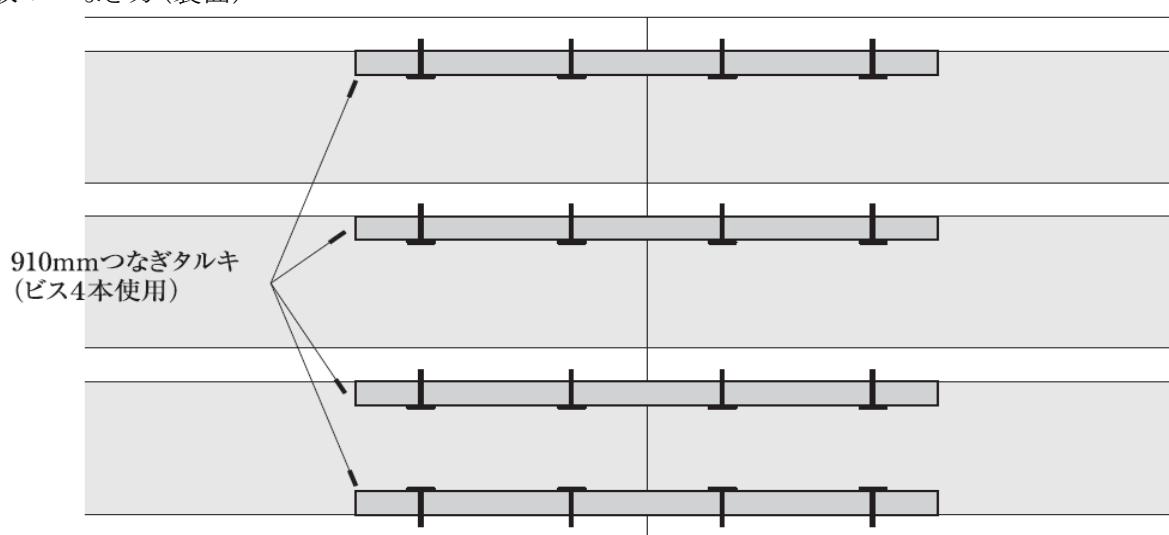


◎3段式側面図



※注意:支柱は、ポスター掲示板の発注に含まれていません。

◎看板のつなぎ方(裏面)



※注意:つなぎタルキは、ポスター掲示板の作製事業者が板の搬入時に納品すること。
ただし、搬出時は設置事業者によりつなぎタルキを処理するものとし、作製事業者へ返却しないものとする。

イメージ

参議院神奈川県選出議員選挙 ポスター掲示場

注意

- 1 このポスター掲示場は、参議院神奈川県選出議員選挙の候補者以外の者は使用できません。
- 2 ポスターは、立候補の届出の順序と同一の番号の区画にはってください。
- 3 掲示場の前に車を置かないでください。
- 4 この掲示場を壊したり、はられているポスターを破ったりすると、法律により処罰されます。（NO. 投票区一）

横浜市〇〇区選挙管理委員会

投票日

月 日

投票時間 午前7時から
午後8時まで

選挙公報はホームページで閲覧できます。

横浜市 参議院選挙

検索

〇〇のところに、別紙3のとおりに、選挙管理委員会名を表示してください。

選挙管理委員会名
鶴見区
神奈川区
西区
中区
南区
港南区
保土ヶ谷区
旭区
磯子区
金沢区
港北区
緑区
青葉区
都筑区
戸塚区
栄区
泉区
瀬谷区

参議院選挙:別紙4

種別	参議院選挙			
	段数	3段式	予備	合計
		31区画		
鶴見区	334	5		339
神奈川区	305	5		310
西区	161	5		166
中区	212	5		217
南区	236	5		241
港南区	293	5		298
保土ヶ谷区	297	5		302
旭区	313	5		318
磯子区	260	5		265
金沢区	267	5		272
港北区	348	5		353
緑区	193	5		198
青葉区	328	5		333
都筑区	238	5		243
戸塚区	321	5		326
栄区	200	5		205
泉区	206	5		211
瀬谷区	181	5		186
合計	4,693	90		4,783

ポスター掲示板搬出入日時及び場所（予定）

	搬入日時	立会担当者	所在地(案内図は別途渡し)	11トン車の可否	特記事項
	搬出日時	連絡先	搬出入場所		
鶴見区	6月24日(火) 8:00		鶴見区末広1-15-1付近	×	・閉館された施設になるため、住所表示がありません。詳しくは案内図をご参照ください。 ・搬入・搬出時間より前に到着した場合は敷地外で待機するようにしてください。
	7月24日(木) 11:30		旧鶴見リサイクルプラザ		
神奈川区	6月24日(火) 9:00		神奈川区菅田町75番地4	×	
	7月23日(水) 9:00		医療局健康安全部動物愛護センター		
西区	6月26日(木) 8:00		西区西平沼町4-14、15	×	・現場立ち合いについて指示するため、到着前に担当者へ連絡をください。 ・車高制限3.7m
	7月25日(金) 11:00		西土木事務所資材置場（西平沼町）		
中区	6月26日(木) 8:30		中区小港町2丁目付近	×	
	7月25日(金) 11:00		中土木事務所 小港資材置場		
南区	6月25日(水) 8:30		南区高根町3丁目17番地	×	
	7月25日(金) 9:00		南土木事務所資材置場		
港南区	6月25日(水) 8:00		港南区日野五丁目22番	×	・17号を戸塚方面から鎌倉街道へ向かい、資材置き場に進入してください。 ・車高制限5.0m
	7月24日(木) 11:00		港南土木事務所資材置場		
保土ヶ谷区	6月25日(水) 8:30		保土ヶ谷区峰沢町385	×	搬入場所は、第三京浜道路の高架下です。
	7月24日(木) 8:30		横浜貨物自動車運送事業協同組合 駐車場		
旭区	6月24日(火) 8:30		上白根町1306-14	○	
	7月24日(木) 9:00		ひかりが丘小学校コミュニティハウス		
磯子区	6月25日(水) 8:30		磯子区磯子二丁目29番19号	×	搬入・搬出時間より前に到着した場合は、敷地外で待機するようしてください。
	7月23日(水) 10:00		下水道河川局磯子ポンプ場		
金沢区	6月25日(水) 9:00		金沢区幸浦2丁目7-1	×	・クレーン付きの車両で搬入出してください。 ・搬入出時は、必ず区役所職員が現場で立ち合います。 ・車高制限4.5m
	7月24日(木) 9:00		資源循環局 金沢工場		
港北区	6月24日(火) 9:00		港北区篠原町1065番地	×	
	7月25日(金) 9:00		高見ガラス建装前空き地		
緑区	6月26日(木) 8:30		緑区鴨居一丁目14番	×	JR横浜線鴨居駅東側の踏切を渡ります。
	7月23日(水) 10:00		鴨池大橋資材置き場		
青葉区	6月24日(火) 8:30		青葉区寺家町248番地	×	
	7月24日(木) 9:00		横浜青葉土木事務所資材置場		
都筑区	6月25日(水) 9:00		都筑区茅ヶ崎中央32-1	×	
	7月23日(水) 9:00		都筑区役所消防署側中庭		
戸塚区	6月24日(火) 8:00		戸塚区下倉田町296	×	・道中の「BASFジャパン(株)戸塚工場」の脇道が車両のすれ違いができないので、1台ずつ進入してください。 ・搬出入場所は一度に進入可能な車両は3台(縦列)が限度です。
	7月24日(木) 10:00		戸塚土木事務所資材置場 (栄第二水再生センター脇)		
栄区	6月26日(木) 8:00		栄区桂町303-19	×	
	7月25日(金) 8:00		栄区庁舎駐車場		
泉区	6月26日(木) 9:00		泉区和泉中央北五丁目1番1号	×	・車高制限3.2m ・搬出の際、パレット等が必要な場合は、搬入時に持ってくること。
	7月23日(水) 9:00		泉区役所公用駐車場		
瀬谷区	6月26日(木) 9:00		瀬谷区三ツ境153-7	×	搬出入場場所が瀬谷区役所から離れている場所なので、到着20分前に連絡をお願いします。 (連絡後、現地に向かいます)
	7月25日(金) 9:00		瀬谷土木事務所		

公営ポスター掲示板の作製及び回収・リサイクル業務委託仕様書 (横浜市長選挙)

本業務は、令和7年執行横浜市長選挙における公営ポスター掲示板を作製して、指定する場所へ搬入し、選挙終了後に回収及びリサイクルを行う業務である。

1 ポスター掲示板の作製

- (1) ポスター掲示板の材質は、グリーン購入法の基準に合致していること。また、金属を除く主要材料が、再生紙(STボード)であること。板紙へリサイクル可能であること。なお、入札時までに、製造会社の発行する供給証明書を必ず提示すること。
 - (2) 糊付けによるポスターが掲出期間中の雨天や強風においても、はがれ落ちない表面加工処理を施し、画鋲止めもできるようにすること。
 - (3) 雨水等の浸透や、日照により掲示板がひび割れや変形しないこと。また、色落ち等しないよう必ずUV印刷すること。なお、印刷について、インク製造会社の出荷証明書の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
 - (4) 総重量は、8区画(注意書欄、啓発欄含まず)で、約8kg以内とする。
 - (5) 厚みは、3.5mmとする。
 - (6) 大きさ等は、別紙1のとおりとする。
ただし、区画数は候補者の人数により変更する場合もあるので注意すること。
なお、候補者については告示日に決定する。(変更がある場合は委託契約約款第15条に基づき変更し、変更内容については決定し次第指示する。)
 - (7) 裏面角材補強は、別紙1のとおりとし、角材の太さは4.0cm×3.0cmとする。
また、落下の原因となるため角材と板に浮きが無いよう、十分に釘打ち等を行い、確実に固定すること。
万が一納品された板に浮き等があった場合、すみやかに修正もしくは交換すること。
 - (8) 注意書及び啓発欄の仕様は、別紙2及び別紙3のとおりとする。
 - ア 注意書の表示内容
別紙2の「横浜市〇〇区選挙管理委員会」の〇〇部分を別紙3に従って表示する。
 - イ 啓発欄
別紙2のとおりとする。
 - ウ 罫線寸法、文字色、地色、原稿等(別紙2を参照)
枠線及びポスター掲示区画番号の色は、黒色。枠線の太さは、1.5cmとする。
ただし、注意書と啓発欄間の枠線の太さは、0.4cmとする。
区画番号の寸法は、大番号の縦が約10cm・横が約12cm。小番号の寸法は、縦が約2.4cm・横が約2.2cmとする。
板の地色は白色。ただし、注意書の地色については、別途指定する。
なお、別紙で示した色はイメージであるため注意すること。
- ※1 啓発欄は、予備区画のため、ポスターを貼っても文字等が透けて見えないように印刷すること。
- ※2 啓発欄に表示する文字・罫線等は、区画内の範囲で最大限の大きさで表示すること。
印刷前に色見本(カラー)を提示し、市選管の許可を得ること。
- ※3 注意書及び啓発欄については、校正用として原寸大の原稿(カラー)を提出のこと。校正回数は、最低2回行う。

(9) 作成枚数は、全体で 4,783 枚（概算）とする。

区別の内訳については、別紙4を参照のこと。

なお、この枚数は、概数のため確定し次第すみやかに指示する。

(10) トラックへの積込みの際は、同一番号の区画板の重複接合等のチェックを行うこと。

2 ポスター掲示板の搬入（予定）

(1) 搬入日については、令和7年6月24日（火）から令和7年6月26日（木）までを予定。

※投票日が令和7年8月3日（日）としての日程。

投票日がずれた場合、変更の可能性あり。

(2) 搬入場所は、区選管の指定する市内18か所とする。（各区1か所）

区域を越えない範囲で変更することがあるが、正式な場所は、契約決定後すみやかに指示する。

なお、搬入場所の予定場所については別紙5のとおりとする。

(3) 搬入時には、市選管に担当者が立会い、配送の遅れや、不足等があった場合すみやかに対応すること。

ポスター掲示板は、告示日前までに全件数が所定の位置に設置されていることを要するため、設置業者が指定時刻に引き取ることになっている。

指定日時に搬入できない場合は、告示日前にポスター掲示板が所定の位置に設置する作業に大きな影響を与え、その結果、選挙無効訴訟提起の一因となるおそれがある。

このため、搬入日及び時間は絶対に厳守すること。

(4) 搬入時には、50枚ごとに仕切りとなるようなものを入れること。ただし、仕切りはポスター掲示板と混同するようなものとならないよう配慮すること。

また、ポスター掲示板を直接地面に置くことの無いよう一番下に台板を入れること。

(5) 搬入に際し、ポスター掲示板の破損を防ぐために梱包することは可とするが、搬入時に梱包を解いたうえで区選管に引き渡すものとし、梱包材に関しては責任を持って回収、処分すること。

3 ポスター掲示板の回収（予定）

(1) 選挙終了後、区選管の指定する日時に市内18か所（区選管の指定する場所）で、ポスター掲示板を回収する。（別紙5参照）

(2) 回収日については、令和7年8月4日（月）から令和7年8月6日（水）までを予定。

※投票日が令和7年8月3日（日）としての日程。

投票日がずれた場合、変更の可能性あり。

4 ポスター掲示板のリサイクル

- (1) 回収したポスター掲示板は、リサイクル処理をすること。また、リサイクルされたことが確認できる証明書を提出すること。
- (2) 回収したポスター掲示板に貼付されているポスターや画鋲等についても、適切に処理すること。

5 その他

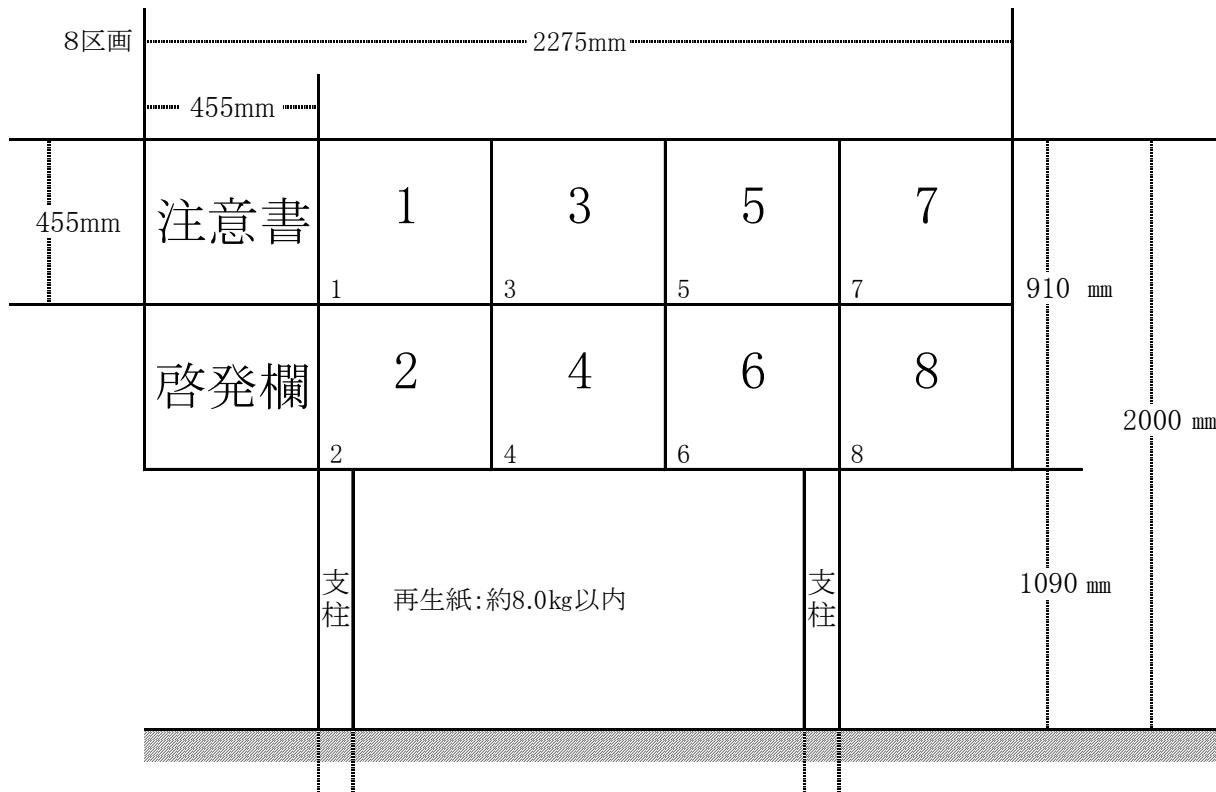
- (1) 本業務の遂行に当たっては、市選管の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 搬出終了までの間、不測の事態（不良による破損等）に備え、直ちに対応（交換等）できる体制を確保しておくこと。
- (3) 搬入及び回収に際しては、10枚ごとにクレーン付きのトラックを使用し、オペレーター1人と1人以上の補助員を配すること。
- (4) 契約決定後に、すみやかに回収のスケジュール等（積載日、車両タイプ、台数）を文書またはデータで提出すること。
なお、搬入及び回収用トラックについては安全な運搬を最優先することとするが、必要最小限の台数とすること。
- (5) 搬入及び回収に際し、配車表（車種・登録ナンバー・運転者氏名及び補助者氏名・すぐに連絡のつく運転者及び補助者の連絡先（携帯電話番号等）を記載）を搬入及び回収日2日前までに提出すること。
- (6) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。特に、市選管の承諾を得ることなく、第三者に委託することは禁止である。

6 特記事項

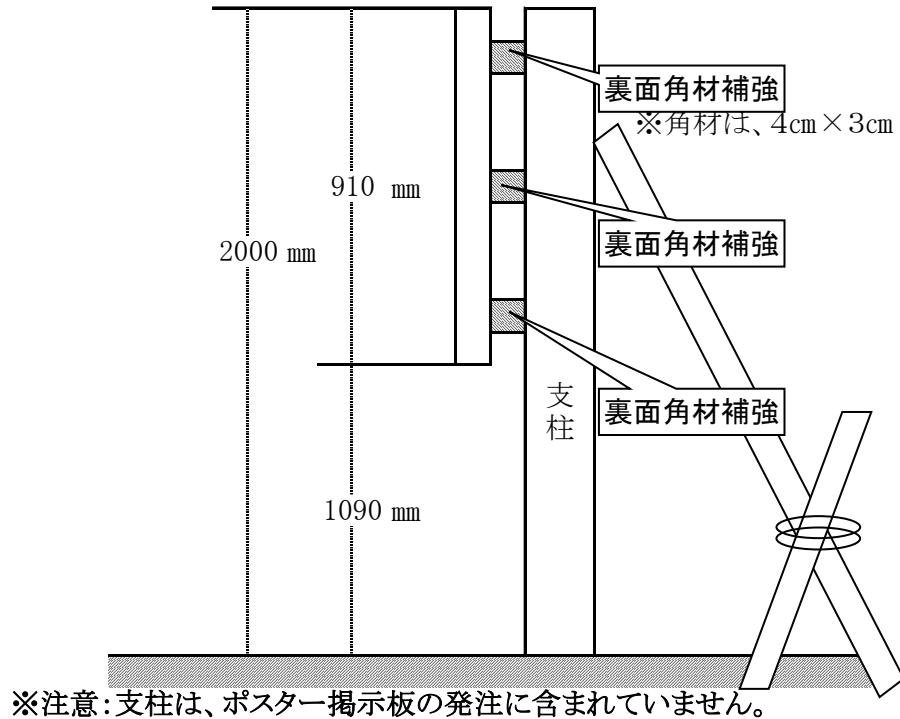
搬入後、ポスター掲示板の不良による破損があった場合は、すみやかに交換する必要があるため、選挙終了までの間、交換等の必要が生じた場合、迅速に対応できる体制を確保しておくことを要する。

市長選挙ポスター掲示板(予定)

◎2段8区画(注意書欄及び啓発欄は含まず)



◎2段式側面図



イメージ

横浜市長選挙

注意 ポスター掲示場

- 1 このポスター掲示場は、横浜市長選挙の候補者以外の者は使用できません。
- 2 ポスターは、立候補の届出の順序と同一の番号の区画にはってください。
- 3 この掲示場を壊したり、はらされているポスターを破ったりすると、法律により処罰されます。
- 4 掲示場の前に車を置かないでください。

横浜市〇〇区選挙管理委員会



〇〇のところに、別紙3のとおりに、選挙管理委員会名を表示してください。

選挙公報はホームページで閲覧できます。

横浜市 市長選挙

検索

選挙管理委員会名
鶴見区
神奈川区
西区
中区
南区
港南区
保土ヶ谷区
旭区
磯子区
金沢区
港北区
緑区
青葉区
都筑区
戸塚区
栄区
泉区
瀬谷区

横浜市長選挙			
種別	2段式	予備	合計
段数	8区画		
鶴見区	334	5	339
神奈川区	305	5	310
西区	161	5	166
中区	212	5	217
南区	236	5	241
港南区	293	5	298
保土ヶ谷区	297	5	308
旭区	313	5	318
磯子区	260	5	265
金沢区	267	5	272
港北区	348	5	353
緑区	193	5	198
青葉区	328	5	333
都筑区	238	5	243
戸塚区	321	5	326
栄区	200	5	205
泉区	206	5	211
瀬谷区	181	5	186
合計	4,693	90	4,783

市長選挙のポスター掲示板搬出入日時及び場所（予定）

	搬入日時	立会担当者	所在地(案内図は別途渡し)	11トン車の可否	特記事項
	搬出日時	連絡先	搬出入場所		
鶴見区	6月24日(火) 8:00		鶴見区末広1-15-1付近	×	<ul style="list-style-type: none"> 閉館された施設になるため、住所表示がありません。詳しく述べ内図をご参照ください。 搬入・搬出時間より前に到着した場合は敷地外で待機するようしてください。
	8月7日(木) 11:30		旧鶴見リサイクルプラザ		
神奈川区	6月24日(火) 9:00		神奈川区菅田町75番地4	×	
	8月6日(水) 9:00		医療局健康安全部動物愛護センター		
西区	6月26日(木) 8:00		西区西平沼町4-14、15	×	<ul style="list-style-type: none"> 現場立ち合いについて指示するため、到着前に担当者へ連絡をください。 車高制限3.7m
	8月8日(金) 11:00		西土木事務所資材置場(西平沼町)		
中区	6月26日(木) 8:30		中区小港町2丁目付近	×	
	8月8日(金) 11:00		中土木事務所 小港資材置場		
南区	6月25日(水) 8:30		南区高根町3丁目17番地	×	
	8月8日(金) 9:00		南土木事務所資材置場		
港南区	6月25日(水) 8:00		港南区日野五丁目22番	×	<ul style="list-style-type: none"> 17号を戸塚方面から鎌倉街道へ向かい、資材置き場に進入してください。 車高制限5.0m
	8月7日(木) 11:00		港南土木事務所資材置場		
保土ヶ谷区	6月25日(水) 8:30		保土ヶ谷区峰沢町385	×	搬入場所は、第三京浜道路の高架下です。
	8月7日(木) 8:30		横浜貨物自動車運送事業協同組合 駐車場		
旭区	6月24日(火) 8:30		上白根町1306-14	○	
	8月7日(木) 9:00		ひかりが丘小学校コミュニティハウス		
磯子区	6月25日(水) 8:30		磯子区磯子二丁目29番19号	×	搬入・搬出時間より前に到着した場合は、敷地外で待機するようしてください。
	8月6日(水) 10:00		下水道河川局磯子ポンプ場		
金沢区	6月25日(水) 9:00		金沢区幸浦2丁目7-1	×	<ul style="list-style-type: none"> クレーン付きの車両で搬入出してください。 搬入出時は、必ず区役所職員が現場で立ち合います。 車高制限4.5m
	8月7日(木) 9:00		資源循環局 金沢工場		
港北区	6月24日(火) 9:00		港北区篠原町1065番地	×	
	8月8日(金) 9:00		高見ガラス建装前空き地		
緑区	6月26日(木) 8:30		緑区鴨居一丁目14番	×	JR横浜線鴨居駅東側の踏切を渡ります。
	8月6日(水) 10:00		鴨池大橋資材置き場		
青葉区	6月24日(火) 8:30		青葉区寺家町248番地	×	
	8月7日(木) 9:00		横浜青葉土木事務所資材置場		
都筑区	6月25日(水) 9:00		都筑区茅ヶ崎中央32-1	×	
	8月5日(火) 9:00		都筑区役所消防署側中庭		
戸塚区	6月24日(火) 8:00		戸塚区下倉田町296	×	<ul style="list-style-type: none"> 道中の「BASFジャパン(株)戸塚工場」の脇道が車両のすれ違いができないので、1台ずつ進入してください。 搬出場所は一度に進入可能な車両は3台(縦列)が限度です。
	8月7日(木) 10:00		戸塚土木事務所資材置場(栄第二水再生センター脇)		
栄区	6月26日(木) 8:00		栄区桂町303-19	×	
	8月8日(金) 8:00		栄区庁舎駐車場		
泉区	6月26日(木) 9:00		泉区和泉中央北五丁目1番1号	×	<ul style="list-style-type: none"> 車高制限3.2m 搬出の際、パレット等が必要な場合は、搬入時に持ってくること。
	8月6日(水) 9:00		泉区役所公用駐車場		
瀬谷区	6月26日(木) 9:00		瀬谷区三ツ境153-7	×	搬出場所が瀬谷区役所から離れている場所なので、到着20分前に連絡をお願いします。(連絡後、現地に向かいます)
	8月8日(金) 9:00		瀬谷土木事務所		